

## イエズス会宣教師が見た中近世移行期日本の国王と国家

### 一 本論文の主旨および構成

本論文は、中近世移行期研究の研究蓄積や研究意義を踏まえながら、イエズス会史料という全く素材の異なる史料を用いて、当該期日本の国家・権力を検討するものである。また、イエズス会史料が従来のような宗教史や修道会史の史料としてだけでなく、日本史の他分野にも利用価値の高い史料であることを示すねらいもある。かかる点から、本論文ではその方法論を二部に分けて論じた。

第一部では、イエズス会史料の詳細な分析を行い、その上で同史料から中近世移行期権力の実態を探っていった。邦文史料の場合、原文書に基づく研究がすでに定着しており、一次史料を引用した上での実証的な研究が進められている。しかしながら、南欧史料については、二次的な編纂史料集を利用し、かつ訳文主義という状況が今なお続いている。この現状を打破するには、原本の有無の確認、諸写本の校合、邦文史料との比較といった史料研究を進めていく必要がある。そこで第一部では、各章でイエズス会史料の実証的な検証を行い、それを踏まえて第六章で当該期権力論に繋げる試みを行った。

続く第二部は、歴大にあるイエズス会史料をもとに、宣教師の権力者観・国家観から中近世移行期日本の国家・権力の変容と、その移行過程を読みとった。イエズス会が日本布教を計画した時期から織豊期までを対象に、宣教師の権力者・国家観が形成される過程および変化の経過を四章に分けて検討した。最後に第五章で王権論を取りあげ、宣教師の日本権力者観・国家観の新たな方向性への道筋を立てた。

以上、第一・第二部においてミクロ・マクロの両視点から当該期日本の国家・権力を読み取ろうとした。以下、章立てである。

序章 イエズス会宣教師の権力者・国家認識の意義

第一部 イエズス会史料における中近世移行期権力

第一章 ルイス・フロイス書翰の日本語表記

第二章 永禄一二年宗論に関する基礎的考察

第三章 イエズス会宣教師宛織田信長朱印状

第四章 永禄四・五年の畿内合戦とイエズス会の畿内布教

第五章 日乗の後半生

第六章 永禄一二年伴天連追放の論旨をめぐって

第二部 イエズス会宣教師の権力者・国家認識

第一章 イエズス会初期布教期の権力者・国家認識

第二章 フランシスコ・ザビエルの天皇・將軍認識

第三章 畿内布教期の権力者・国家認識

第四章 イエズス会宣教師の「天下」理解と朝廷理解

第五章 日本王権の重層性と二重性

終章 連合国家と二人国王

## 二 各章の概容

### 序章 イエズス会宣教師の権力者・国家認識の意義

大航海時代、ヨーロッパ人による非西欧諸国への進出が盛んに行われたことで、世界各地で異文化接触が行われ、東西文明双方に多大な影響を与えた。日本も例外ではなく、多くの南蛮文物とともにキリスト教が伝えられた。フランシスコ・ザビエルを嚆矢として、実に多くの宣教師が日本で宣教活動にあたった。キリスト教は、仏教徒や一部の識者による抵抗こそあったものの、西日本を中心に急速に広まっていった。その後、豊臣秀吉の伴天連追放令や、江戸幕府によるキリシタン弾圧・迫害が行われたにもかかわらず、多くの民衆がキリシタン信仰を堅持した。キリシタン研究では当該期を「キリシタン時代」と呼んでおり、日本史の時期区分では中近世移行期に位置する。

中近世移行期は、織田信長入京を境に中世と近世を区分するのが一般的である。しかしながら、安良城盛昭氏の学説により、織田期と豊臣期の間には大きな断絶があるという、中近世断絶状況がクローズアップされることとなった。これに対して、中世史研究の側が異を唱え、戦国村落史研究の諸成果から、戦国期から近世初期への移行過程に連続性が認められると反論した。こうした動きは中世史・近世史両研究で受け入れられてはいるものの、近世の画期を問う近世史研究と、中世・近世の連続性を見ようとする中世史研究の間で、見解の相違が今なお続いている。こうした状況が指摘される背景には、緻密な実証研究が多大な研究成果を挙げている反面、研究対象が細分化されていったことが挙げられる。すなわち、全体像を把握して移行過程をどう読みとるかという分析が困難になっている研究状況と密接に関係している。

そこで、従来とは異なる研究視角から分析を行い、そこで得られた結論を従来の研究蓄積と結びつけて中近世移行期研究を進めていくことが有効な研究手法の一つではないかと考えている。幸いにして、中近世移行期がキリシタン時代とほぼ合致することから、外国人宣教師の日本国家観、およびその推移という研究視角から中近世移行期研究に取り組むことが可能である。その中でイエズス会は、来日当初から権力者との関わりが深かったことが指摘されている。事実彼らの書いた書翰や記録には、日本の権力者や国家に関する情報が多数記載されている。しかしながら、これまでイエズス会史料は修道会史や布教史に使用されるほかは、日本史の参考史料として取り上げられるに過ぎなかった。その理由として、同史料は信憑性という点で欠陥があるとの偏見があったことや、編纂史料集であるエヴオラ版日本書翰集やフロイス「日本史」等の二次史料を扱うことに甘んじてきたことなどが挙げられる。しかし、良質のイエズス会史料を多数所蔵するローマ・イエズス会文書館がすでに一般研究者に閲覧を許可しており、海外においては原文書に基づく研究が進められている。

従って、キリシタン研究が日本史研究の中に十分位置づけられ、かつ世界レベルにおいても評価されるには、南欧諸国に多数所蔵されている一次史料による研究が不可欠である。そこで、本論文では、できる限り一次史料を扱い、イエズス会宣教師の日本国家観・権力者観を明らかにしていく考えである。

## 第一部 イエズス会史料における中近世移行期権力

## 第一章 ルイス・フロイス書翰の日本語表記

一五六九年六月一日付ルイス・フロイス書翰は、織田信長関連記事が多数含まれていることから、永禄年間の織田政権の実態を知る上で貴重な史料となっている。しかし、従来引用されてきたエヴオラ版日本書翰集は、編集時に原文の一部省略あるいは改変がされていることから、史料価値という点では二次史料として位置づけられている。本来ならば原文書による研究を進めていくべきであるが、残念ながらこの書翰の原本は現存しない。だが、リスボア国立図書館に良質の写本が現存する。この写本の詳細な史料研究と翻訳は行われていないため、第一章から第三章にわたって同写本の検討を行った。

第一章では、同写本に特徴的な日本語のローマ字表記の分析を行った。この日本語表記を見ていくと、当該部分に下線が引いてあり、欄外にその語句のポルトガル語注釈が付されている。その数は約六十箇所に及ぶ。内容は地名・人名などの固有名詞や政治・宗教関連語句、日常生活に必要な語句等様々である。イエズス会は来日当初から日本の宗教事情はもちろんのこと、日本の国家・権力にも注目してきた。その把握のために、現地語である日本語の取得および日本語理解を進めていったものと考えられる。よって、ここに書かれた政治・宗教関連記事は、日本での宣教活動における重要語句として宣教師に理解されていた可能性が高く、宣教師の国家・権力者認識を検討する上での一指標になると考えられる。本章での分析においてもエヴオラ版書翰集では得られない情報を得ることができた。

また、日本語表記が多用されていたことは、書翰の受取手もこれを理解していたことを示している。このことは、日本国内の宣教師の間では、ある程度日本語による伝達がなされていたものと推測でき、外国人宣教師の日本語習熟度の高さが窺われる。イエズス会宣教師の語学力を問題視する向きもあるが、再考の余地のあることが証明された。

日本では、これまでエヴオラ版日本書翰集に依存した研究が続いたが、イエズス会史料の利用価値を十分に活かすならば、本書翰の場合リスボア国立図書館所蔵書翰の方がはるかに史料価値が高い。イエズス会史料を日本史の一史料として位置づけるためには、本章で検証したような原文書や良質の写本による研究が必要であり、それによって日本史研究に有益な史料として、その価値が高まっていくものと考ええる。

## 第二章 永禄一二年宗論に関する基礎的考察

第二章は、永禄一二年にフロイスと日乗の間で行われた宗論を題材とした。この宗論が記載されたイエズス会史料は、前章で扱ったルイス・フロイス書翰とフロイス「日本史」に限られ、邦文史料は存在しない。そのため、この宗論はイエズス会史料をもとに恣意的に解釈されてきた観がある。本章では、宗論の背景や内容を整理するとともに、書翰に書かれたフロイスの発言部分に注目して分析した。

永禄一二年四月二〇日妙覚寺にて宗論が行われたというフロイス書翰の記事は、邦文史料と照合しても十分整合性が認められ、史実と確定することができる。その宗論の内容は、信仰対象デウスに関するロレンソの説明から始まり、続いてデウスが見えるか否かという問答に移行し、最後は靈魂が不可視なものでも存在すると述べるフロイスに対し、日乗が激昂して長刀を手を取ったところを取り押さえられた、というのが大筋の流れである。これについて、フロイス書翰と「日本史」で一致しているが、「日本史」の方がより詳細で、書翰に記される内容よりも一層宗論らしく表現されている。この点から、「日本史」の記

事は事実を相当脚色しており、史料価値という点で書翰より質が落ちる。

問題はフロイスの発言部分を彼自身が実際に言い得たかどうかである。これについて、フロイスの日本語の語学力を疑問視し、文言通りに論じることができなかったとの見解が出されている。確かに、フロイスの発言内容は相当高度ではあった。しかし、これ以前にイエズス会はずで山口などで宗論をしており、その論破の方法も研究していた。従って、一見高度ともいえる内容も、論破の研究を行ったフロイスにはさほど困難ではなかったと考えられ、書翰に書かれた内容はほぼ首肯できるものといえる。

永禄一二年宗論の性格については、信長がたまたま同席した日乗に質問させて始まったことから、安土宗論のような政治的な思惑はなかった。よって宗論だけを見れば、よくある宗論の一つであった。しかし、宗論後日乗は宣教師追放を信長に進言し、それが無理と悟ると今度は天皇から伴天連追放の論旨を手に入れる。この論旨は、信長や足利義昭の宣教師居住許可の朱印状や制札と対立する内容のものであったことから、これが後に大きな問題となってくる。以上の点から、永禄一二年宗論は、キリスト教と仏教による宗教上の対立から、その後日乗を宣教師追放に駆り立て、宣教師の京都居住を巡る問題にまで発展していく一連の事件の契機となった出来事として位置付けることができる。

従って、永禄一二年宗論は宣教師と仏僧の対立という宗教史という側面だけでなく、政治史の面からも位置づけるべき出来事であった。また、宗論後の日乗の行動も含めて考えると、日乗に対して何の処罰もしなかった信長の行動は、永禄年間の織田政権の実態を解明する上で重要な問題といえる。

### 第三章 イエズス会宣教師宛織田信長朱印状

フロイスは信長との対面の場で朱印状を求め、後日信長から朱印状を与えられた。しかし、この朱印状は現存せず、フロイス書翰およびフロイス「日本史」に書かれたポルトガル語訳文のものしかない。このポルトガル語で書かれた朱印状の存在は、早くから研究者の間で知られているが、朱印状自体の分析はこれまで厳密になされたことがなかった。そこで、この朱印状の復元的考察を行い、その上でこの朱印状の性格を読みとった。

この朱印状は従来フロイス宛信長朱印状とされてきた。ところが、宣教師側の記録を見ても宛所に個人名が書かれたとする文言はなく、邦文史料として現存する足利義輝の宣教師宛禁制にも個人名がないことから、単にイエズス会宣教師に宛てた朱印状であったことが推定される。従って文書名は「永禄一二年四月八日付、イエズス会宣教師宛織田信長朱印状」とする方が正確である。また、朱印状の内容は、寄宿の禁止、町の勤めと義務の免除、他者の妨害からの保護の三カ条が書かれていたことがフロイス書翰から読みとれる。

よって、この朱印状は、この時期信長が多数発給した禁制の一つと評価することができよう。一方、フロイスはこの朱印状を得たことにより、京都での居住が保証されたものと理解し、今後自由に布教が行えることを期待している。しかし、この文書自体が布教を許可するものではないことはフロイス自身も分かっており、書翰にもそうした記述は一切ない。布教許可状とする見方もあるが、その見解は改めなければならず、滞在許可状と位置づけなければならぬ。ただし、発給者側の信長は布教許可状とも滞在許可状とも考えておらず、禁制として宣教師に与えていたに過ぎなかった。これまで、朱印状に対する発給者と受給者の理解の違いを踏まえずに、フロイスの記録をもとに布教許可状であるとか居住許

可状であるとか評価してきた。しかし、同一の史料であっても、両者の間にはその捉え方に大きな違いがあったことを看過してはならない。

#### 第四章 永禄四・五年の畿内合戦とイエズス会の畿内布教

第四章は、本格的に畿内布教が開始された永禄年間の畿内情勢について考察した。一五六二年付ガスパル・ヴィレラ書翰には、永禄四・五年に起きた畿内合戦記事が記されている。この記事は邦文史料でも確認できることから、宣教師史料の信憑性を確認する上で格好の記事といえる。そこで、畿内合戦に関する記事を①四万の兵が京都を包囲した場面、②堺の安全性に関する場面、③久米田合戦等三好方敗北の場面、④教興寺の戦い等三好方勝利の場面の計四場面に分けて、内容的検討を試みた。その結果、フロイス「日本史」はヴィレラ書翰をそのまま引用、部分的には要約という形で載せていることが判明した。また、書翰の内容は邦文史料と合致する点が多く、日本史の一史料としての価値を有するものであることが証明された。

このヴィレラ書翰には、この合戦が与えた畿内布教への影響についても記されている。將軍足利義輝の義兄弟にあたる人物が、京都の教会を宿舍として借用する許可を將軍から得たという記事がある。イエズス会は將軍義輝から寄宿禁止の禁制を得ていたが、今回將軍自ら禁制を無視したのである。また京都では反キリシタンによる京都の教会への妨害があったことも伝えている。これらは、いずれも親キリシタンの異教徒の尽力によって事なきを得たが、今回のように、混乱に乗じて教会を奪取しようという動きがあり、宣教師は度々そうした危機に直面していた。反キリシタンの多い京都での教界維持の困難さを物語っている。

こうした状況下で起きた今回の畿内での合戦を、畿内布教担当のヴィレラは教界維持に係わる深刻な問題として受け止めていたに違いない。従って、宣教師はこの出来事を正確に伝達する必要がある、その点からも史料の信憑性が読みとれるのである。イエズス会史料の性格を踏まえることによつて、日本史史料として扱うことのできる好例である。

また、こうした京都での状況と対照的に堺の安全性が語られている。宣教師は京都で身の危険が生じると、京都を離れて堺に避難する行動をとっている。本書翰には堺ほど安全な場所はないと記されており、堺のアジールの性格がイエズス会史料からも窺える。

#### 第五章 日乗の後半生

第五章は、永禄・元亀年間で活躍した日乗の後半生に関する考察である。日乗は信長が足利義昭を奉じて上洛した頃から、信長や義昭、さらには朝廷と深い関わりを持ち、畿内で重要な地位にいた。また、日乗は反キリシタンの中心人物でもあり、フロイスと宗論を行い、天皇から伴天連追放の論旨を得るなど、宣教師追放に奔走した。しかしながら、天正年間に入ると、史料上に日乗の名が登場しなくなる。このことから、事典類では信長から追放されたと説明され、それが史実とされている観がある。しかし、日乗が追放されたとする時期は諸説あり、実態が解明されていないのが現状である。

天正元年に入って間もない頃は、足利義昭への使者となっていたが、義昭追放以降は毛利への使者や丹波国山国荘への入部に関わる職務に移っていった。これは、義昭と信長の対立が軍事的対立に移行して日乗の活躍の場がなくなったこと、織田家臣による京都支配

が一段と進展したためと考えられる。天正三年になると信長の指示で「典濟」と改めるよう指示されるが、特に追放されるといったことはなく、その数日後には信長の養女の嫁入の際、警固役となっている。『言繼卿記』の天正四年二月二六日条まで日乗の動向が確認でき、少なくともその時点まで信長のもとにいたことが判明する。

にもかかわらず、日乗追放が議論されてきた背景には、イエズス会史料が大きく影響していると思われる。フロイス書翰によれば、和田惟政が信長から勘当を解かれた後、今度は日乗の不正を知った日乗が信長から叱責されたとある。一般に、この記事をもって日乗が追放されたとする向きが多い。この点について、『言繼卿記』にも関連記事があることから、信長が日乗を叱責したこと自体は史実と確定できる。しかし、フロイス書翰の後半には、日乗が信長から追放されたあとも内裏にいるが、信長はそれを無視していると記されている。前半部分だけ見れば日乗は追放されたと受け取れるが、実際はその後内裏に出入りしていたのであった。

以上から、日乗が信長のもとから追放されたとする通説は誤りであることが証明された。フロイス書翰で、日乗が信長のもとから追放されたかのように記されているのは、フロイスが日乗に敵意をもっていただけに過ぎない。また、それ以降イエズス会書翰に日乗関連記事が少なくなったのは、日乗がイエズス会にとつて脅威ではなくなり、特記すべき事項に日乗が関わらなくなったからである。

## 第六章 永禄一二年伴天連追放の論旨をめぐって

第六章は、前章までのイエズス会史料の研究成果をもとに、永禄年間の中央政権の実態を読み取った。

永禄一二年にフロイスは京都復帰を実現させたが、反キリシタン一派の宣教師排斥工作のため、京都での布教が困難な状況にあった。ただ、信長のもとで宗論が行われるまでは、フロイスと日乗の対立は単なる宗教上の対立に過ぎなかった。しかし、イエズス会は布教地での布教を優位にするため権力者からの許可状を望み、一方の仏僧は仏教界の現状維持のため敵対する宣教師の追放を権力者に進言した。これにより、フロイスと日乗の対立はキリシタンを擁護する和田惟政も加わった対立に発展していく。そして、その抛り所がそれぞれ宣教師の京都滞在を許可する信長朱印状と伴天連追放の論旨であったことから、正親町天皇や信長等もこの対立に巻き込まれていった。従って、キリシタンと仏僧との対立は宗教史の範疇だけでなく、政治史の立場からも検討する必要がある。

正親町天皇は、永禄八年に伴天連追放の女房奉書を、永禄一二年には論旨を發する等、キリシタンに対して一貫した立場を取っていたが、宣教師追放は不徹底に終わっている。天皇にはそれを執行しうるだけの権力が伴っていなかったからであり、論旨が執行されなかった事例は他にも数多くあった。しかし、今回信長が天皇に一任した態度をとったことにより、天皇の権威は失墜することなく、面目を保つことができた。論旨の執行を強要しなかった正親町天皇の判断は、当時の自身の立場を的確に捉えていたものといえる。

一方、義昭は幕府権力復活という慢心から、自身の主張を誇示して論旨をも否定する態度をとった。だが、この態度に信長は批判的であった。この頃、まだ敵対勢力が残存し、畿内情勢は不安定なものであった。それに加えて、公武関係をも悪化させかねないこの行動に対して、信長は義昭との連携ではなく、朝廷との協調体制を選択する。その後、条書

を發するなど義昭の行動を牽制していくこととなる。

信長がこうした態度をとった背景には、永祿年間の織田政権が強大な権力をもちつつも、中央政権としてはまだ未確立の段階であったことが挙げられる。信長もそれを自覚していた。そのため、朝廷を無視して独自の政策や方針を展開するのではなく、自身の政権維持のためにも、幕府や朝廷を本来のかたちに戻し、正常な機能を果たすよう執り行ったのである。信長は相反する法令が出された状況を穩便に片づけようとしたのであり、それはこの時期の織田権力の実態を端的に表している。

## 第二部 イエズス会宣教師の権力者・国家認識

### 第一章 イエズス会初期布教期の権力者・国家認識

第一章は、来日以前にイエズス会が得ていた日本情報と、来日後にその認識を改めた経過を分析し、初期布教時代における彼らの日本国家観・権力者観を明らかにした。

イエズス会は、布教地情報を伝達する際、布教地の主たる権力者に対して「国王 (re) 」という語句を用いている。その該当者が日本とその他の国で異なっている。日本以外の国々に用いられるそれは、まさに文字通り各国の国王を指しており、例外は確認できない。一方、日本の場合「国王」の該当者が、天皇・將軍を指す事例と戦国大名を指す事例に分かれる。「領主 (senhor) 」も同様で、大名と大名家臣に分かれる。

そこで、「国王」「領主」の該当者が一定しない原因を探るため、来日以前から時系列に従って、彼らの権力者観を読み取っていった。ザビエル入京以前の権力者観は、ランチロットの日本報告にある権力者情報によって確定したといえる。この日本報告によれば、天皇は教皇の如き存在で「最高の国王」と位置づけられ、世俗の者にも聖職者にも権限があると記されている。しかしながら、天皇は自ら裁許を行わず、その全執行権を將軍に委ねているとある。一方、將軍は西欧の皇帝の如き存在で、「命令権・支配権」を所持する「国王」と評価され、武家による政庁を持ち、裁判や戦争の任務を帯びているとある。つまり、来日以前の日本国家観は、天皇・將軍を頂点としたヒエラルキー構造をもった国家であり、その理解のもとに宣教師は来日したのである。

ところが、ザビエルは入京すると天皇の非力さを悟り、日本の最高の国王ではないとの認識に至る。天皇・將軍が「命令権・支配権」を所持しているという情報はかつての話であり、当該期では名誉のみの権力者に過ぎないとの認識をもったわけである。その後、イエズス会は山口等で布教を行うことになり、戦国大名を「国王」と表記するようになった。すなわち、ザビエル入京をもって「国王」「領主」の該当者を改め、日本の実質的な権力者は戦国大名で、そのうち最大の権力者が大内義隆であると認識したのである。これは、戦国期の日本が複数の大名領国からなる国家であると宣教師が認識したことを意味している。

では、宣教師が「国王」「領主」の該当者を改める必要性とは何だったのか。宣教師は権力者を評価する際、「命令権・支配権」を有すか否かで判断している。彼らは実質権力が及ぶ範囲を「国」、その支配者を「国王」と捉えていた。実質権力を有する権力者を優先する宣教師の布教姿勢が宣教師史料から読み取れる。ゆえに日本全国を支配する実質権力者がいない戦国期の日本を統一国家とせず、大名が実際に支配する戦国大名領国を一家として認識したのである。その結果「国王」「領主」の該当者が変化したと考えられる。

しかし、「命令権・支配権」を有す戦国大名も安定した権力ではなく、結局宣教師は複数の地域で布教保護を求めなければならなかった。

## 第二章 フランシスコ・ザビエルの天皇・將軍認識

第二章は、ザビエルが在日していた時期を対象に、彼が天皇と將軍を日本の「国王」としてどう位置づけていたかを考察した。ザビエルは来日以前から、来日後すぐに「日本国王」のもとを訪れることを書翰に書き記している。その「国王」が誰を指すのか、すなわち天皇か將軍かで従来見解の分かれるところであった。

イエズス会書翰に書かれた日本の「国王」の該当者を見ていくと、来日前は天皇・將軍、来日後から入京前までは將軍、入京後は天皇・將軍となることが読みとれる。しかし、来日後から入京前まで將軍のみを指すというのは、以下の点から疑問点を残す。来日後「国王」を將軍のみと改めたならば、その理由を書翰に記したはずであるし、將軍訪問を試みてもよかつたであろう。だが、ザビエル書翰に「国王」に対する認識を改めた形跡はなく、また彼が訪問を試みたのは天皇の方であった。

そこで、ザビエルが天皇・將軍をどう認識していたのかという面から検証した。ザビエルが天皇と將軍に関する詳細な情報を得たのは、ランチョットの日本報告からであった。この日本報告で注目すべきは、ザビエルは天皇と將軍をともに「国王」と認識していたが、両者は対等な関係にあるとは捉えず、將軍は天皇から委任された権力者で、最終的な権限は天皇にあるとの認識をもっていた点である。もし両者が対等であると捉えていたならば、「国王」表記の際複数形を用いてもよかつたはずである。実際スペインでは二人国王による共同統治が行われていたため、複数形表記がされている。しかし、日本の場合は天皇と將軍による共同統治ではなく、全体的権限を有すのは天皇ただ一人であり、將軍はその権限を委任された「国王」と宣教師に認識されていたのである。

その後、畿内宣教が本格的に開始されると、イエズス会書翰に再び天皇と將軍に関する記事が載せられる。そこには、天皇は尊位のほかは持たない「国王」として、將軍は権力を有する「国王」として書かれている。この時期にこのような説明をしたのは、受取手の外国人宣教師が天皇・將軍両者を区別して理解していなかった所以である。つまり、畿内布教期に入って、宣教師はようやく天皇と將軍を区別して把握するようになったのである。

以上の点を踏まえて来日後の書翰に書かれた「国王」を見ていくと、該当者という視点で考えれば確かに將軍となるが、イエズス会の認識では天皇の情報、あるいは天皇から全責任を委ねられた將軍情報となるのである。個々の文脈から「国王」が示す対象と、ザビエルの認識上の「国王」の対象は区別して考えなければならない。

## 第三章 畿内布教期の権力者・国家認識

ザビエル入京後、イエズス会宣教師は、戦国大名を日本の一国王と認識し、西国の大名領国を中心に宣教活動を行っていた。永禄年間に入り、その布教活動の一つとして畿内布教が開始されると、天皇・將軍関連情報や日本全国にわたった情報などが伝達され、権力者認識の変化を窺わせる記事がみられるようになる。かつては天皇が日本国王として君臨していたが、將軍と争うようになって権限が將軍のもとに移ったこと、さらにはその家臣であった大名が謀叛を起こしたため、天皇と將軍の権力が失われたことを宣教師は説明す



る。しかし、実質権力者の戦国大名が天皇と将軍に一定の敬意を払う様子を見て、権力だけでは読み取れない戦国日本の国家を理解した。

イエズス会書翰から権力者情報を読み解くと、宣教師は日本全国・大名領国・国郡制の三種類の「国」認識をもっていったことが判明する。その中でも基本的な「国」は大名領国の「国」であった。それは、宣教師が実質権力者と認識する「国王」の支配する「国」であり、西洋の枠組みに当てはめて捉えた国家だったからである。しかし、畿内布教開始に伴い、天皇や将軍という名譽のみの権力者も伝達する必要が生じた。その結果、天皇と将軍を「日本全国の国王」とする場合の「国」と、変わらず大名を「国王」とし、天皇と将軍をその「統括者」「皇帝」とする「国」の二種類の国概念によって伝達した。

つまり、戦国期日本は、実態としては大名が各領国を支配する複数からなる国家であるが、その大名を名目的な権威によって天皇と将軍が統括しており、その点では統一国家であるというのが、この時期の宣教師の権力者・国家理解であった。宣教師は、天皇・将軍と大名の関係を名目的権威と実質権力という両面から捉えることで日本の権力者を理解し、その結果戦国期日本を連合国家的要素をもった国と把握したのである。

#### 第四章 イエズス会宣教師の「天下」理解と朝廷理解

第四章は、これまで検討した戦国期日本の国家観を踏まえて、織豊期にその認識が改められるか否かを明らかにし、中世・近世の移行過程を読みとった。イエズス会宣教師は、大名領国を一国家と捉え、それを幕府や朝廷が統括するという、連合国家的要素を持つ国家であると認識していた。そして、こうした国家の枠組みの捉え方は、戦国期から織豊期に至っても基本的に変化はみられない。

しかし、その上位部分にあたる武家政権の捉え方には、大きな変化が認められる。信長が安土に居城した頃から、宣教師は信長を「天下の君主」と評するようになった。本能寺の変後、秀吉をその後継者として認め、信長同様「天下の君主」と位置付け、徳川政権に至ると家康にも同じように「天下」を用いて説明する。宣教師は、「天下」を君主国と理解しており、京都を中心とする畿内地域を支配する者は、全国の命令権・支配権を掌中にしたとして、日本全国への支配力がおよぶものと認識している。つまり、彼らに「天下の君主」と呼ばれた信長・秀吉・家康は、日本の中央政権の君主として認められたのである。

また、全国平定を目前にして、秀吉が関白という称号を天皇から賜ったことを伝えている。この時、宣教師は「日本全国の君主」となった秀吉を評価するとともに、関白を授与した天皇にも注目するのである。それは、秀吉が日本の君主として新たな政権機構を創成することはせず、旧来のそれを利用しながら政権づくりを行ったからである。すなわち、豊臣政権という名実ともに日本の支配者たる権力の誕生によっても、天皇の権威は失われなかったと宣教師は理解したのである。「天下の君主」による支配という側面（新しい動き）と、公武の併存関係（旧来よりの動き）の両面を読み取ることによって、織豊政権の特徴を読み取ることができよう。

#### 第五章 日本王権の重層性と二重性

第五章は、前章までで明らかにしたイエズス会宣教師の日本国家観をもとに、中近世移行期王権論を論ずる試みを行った。

イエズス会史料で「王」という訳語をしばしば目にするが、原文はすべて同一語というわけではなく、*Vo*と*rei*の二語が存在する。*Vo*は天皇のみを指しており、邦文史料の「王」の事例と合致することから、これまでの日本王権論と同じ土俵で議論することができる。しかし、従来の王権論もそうであったように、*Vo*からの王権論はイコール天皇論となる問題点をはらんでいる。一方、*re*は西洋の枠組みで捉えられた王である。こちらは天皇と將軍それぞれを指しており、キリシタン時代一貫した捉え方であった。それに加えて*re*が大名も指す事例も看過できない。*re*の該当者とその権力を分析した結果、中近世移行期の王権構造の特徴は、大名王権（小王権）とそれを統括する日本全国の王権（大王権）の重層性と、大王権の二重性であった。そして、王権構造自体は戦国時代から近世初期まで一貫したものと捉えられる。

*Vo*と*rei* 両語句から読み取った日本の王権構造は、戦国時代から江戸時代にいたるまで基本的には変化しないことから、中近世移行期王権の枠組み自体は連続的に読み取れる。しかし、織豊期に至ると、武家王権に対する評価が異なってくる。信長・秀吉・家康を「天下の君主」と書き記すようになり、日本の君主国を掌握した王権として位置づけてくる。この説明は天皇に対するそれとほぼ同様であることから、天皇と天下人による王権双方を日本全国を支配する日本王権として捉えていくのである。そして、戦国期では室町王権は名誉のみの王権に過ぎなかったが、織豊期は信長・秀吉による実体的な王権として評価することで、新たな王権が誕生したことが読みとれるのである。

## 終章 連合国家と二人国王

### 1 本論文の結論

イエズス会宣教師は、来日以前では天皇・將軍を日本国王とする統一国家と捉えていたが、ザビエル入京後にその認識を改め、戦国大名を日本の一国王と位置づけた。畿内布教期にはイエズス会の国家観がほぼ確立したといえ、戦国大名を領国の国王とし、その大名を統括する天皇と將軍を日本国王と評価した。つまり、領国の国王と日本全国の国王という重層的な国家構造、および二人の日本国王という二元体制が中近世移行期日本の国家構造であり、その国家構造自体は戦国期から徳川初期まで連続したものと捉えたのである。

その一方で、織豊期に至ると、国家構造上の変化はないものの、その上位部分にあたる武家政権に変化があると認識した。永祿年間頃の織田信長は、絶対的な権力を有しているも中央政権としては未熟であった。イエズス会の京都滞在をめぐって、天皇と信長はそれぞれ宣教師に対する態度が異なっていたが、にもかかわらず穏便に事を片づけていく状況が窺える。その信長も本能寺の変前後に「天下の君主」と評されるようになる。この「天下の君主」という説明は、その後の秀吉・家康にも用いられていることから、織豊政権および徳川政権を日本の新たな中央政権と位置づけ、その創始を織田政権に見ることが可能である。

こうした新たな武家政権の誕生を読みとる一方で、彼らはこの時期天皇の権威にも注目する。秀吉は全国制覇の過程で関白に就任するが、その際天皇より授与されることを宣教師は知り、天皇に対する注目度が一気に上がる。武家政権によって全国統一が果たされたもなお、天皇および朝廷の存在が否定されなかったことが、宣教師にとつて奇異に映ったのであろう。天皇の権威の源泉をこれまでの偶像崇拜の象徴としてだけでなく、官職授与

という世俗面においても把握するようになったのである。

## 2 今後の課題と展望

本論文の結果、国家構造の各部位に注目するだけでは、中近世移行期研究の統一の見解は生まれてこないことが明らかになった。当該期の国家構造がいかなるものかを踏まえ、各部位の研究成果をもとに総合的に移行期研究を進めていく必要がある。本論文ではその第一段階として国家構造の枠組みにこだわって論じてきた。

重層的な国家構造と二人の国王による二元体制を考えたとき、一国王と位置付けられ続けた大名の評価、織田政権の中央政権に至る成立過程、天皇権威の源泉が今後の課題として明確になった。本論文では、永禄年間の織田政権は中央政権としては未熟であり、朝廷との協調体制をとっていた点、天正年間に入ると「天下の君主」となり、新たな中央政権の誕生を宣教師が認めた点を明らかにした。そして、その「天下の君主」を信長・秀吉・家康に対して連続して用いたことから、「天下の君主」による政権の成立をもって近世国家の誕生とし、その創始を織田政権に求めることが可能であるとの見解を示した。今後は、その論点となる天下論と織田権力の実態解明を行いたい。

もう一つの課題は天皇の存在である。天皇権威については、来日前の日本情報から読み取れ、天皇を呪術的・宗教的な存在の象徴として捉え、天皇の聖性と武家政権への全権授与の二点が理解されていた。次第にそれは偶像崇拜の象徴と官職授与という形で具体化されていくが、その権威の源泉は天皇が日本古来の国王であったという伝統的権威に求めている。こうした天皇の権威は豊臣期に入って、一層注目されたことを踏まえれば、天皇権威に関しても織豊期に注目する必要があるが出てくる。

以上の点から、本論文で明らかにした連合国家という枠組みを念頭に置きつつ、如上の課題に取り組んでいく所存である。